



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第三号様式

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第 27 条の 26 第 1 項

【提出先】 関東財務（支）局長

【氏名又は名称】 東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号

【報告義務発生日】 平成 19 年 2 月 15 日

【提出日】 平成 19 年 2 月 22 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1 名

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 該当なし

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社日興コーディアルグループ
証券コード	8603
上場・店頭別の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪、名古屋

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サウスイースタン アセット マネージメント インク (Southeastern Asset Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 38119 テネシー州 メンフィス市 ポップラー アベニュー 6410 番地 スイート 900
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	/
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1975年8月15日
代表者氏名	アンドリュー・アール・マッキャロル
代表者役職	副社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

顧客の資産運用を図るための有価証券等への投資の一部であり、純投資を目的としている

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			59,329,000
新株予約権証券(株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券(株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合計(株・口)	M	N	O 59,329,000

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q	—
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R	59,329,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (平成19年1月31日現在)	T	975,717,249
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T)×100)		6.08%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

POWER OF ATTORNEY

Southeastern Asset Management, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Takeshi Nishida, attorneys-at-law of Baker & McKenzie GJBJ Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Local Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 19 day of February, 2007.

Southeastern Asset Management, Inc.

By: Andrew R. McCarroll

Title: Vice President

Name: Andrew R. McCarroll

<訳文>

委 任 状

サウスイースタン アセット マネージメント インク (以下「当社」という。)は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー東京青山・青木法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士小野雄作氏及び弁護士西田 武氏を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2007年2月19日日本委任状に適式に署名する。

サウスイースタン アセット マネージメント インク

(署 名)

副社長

アンドリュー・アール・マッケヤロル

上記正訳しました

弁護士 小 野 雄 作

